

2019年12月14日（土）付で、インターネット申込受付・照会サービス「キャッシュカードのご利用限度額変更（引き下げ）のお手続き」をサービス終了することに伴い、三菱UFJダイレクト利用規定を変更します。

変更前	変更後
第24条 キャッシュカードのご利用限度額変更（引き下げ）申し込み	(削除)
<p>1.内容</p> <p>(1) 本サービスにおける「インターネットバンキング」により、普通預金のキャッシュカードの「ご利用限度額」引き下げのお申し込みができます。</p> <p>(2) 前号においてご利用限度額とは、キャッシュカードによる1日あたりの『現金のお引き出し』『お振り込み』『お振り替え』のお取引限度額をいいます。ご利用限度額には当行本支店のほか、提携先金融機関、コンビニATM、企業内CDでのご利用金額を含みます。</p> <p>(3) お客さまのお申し込みを当行で内容確認させていただいてから、当行コンピューターに申込内容を登録します。当行での内容確認の手続きは、お客さまがお申し込みを行った翌銀行窓口営業日以降に行います。</p>	(削除)
<p>2.留意事項</p> <p>(1) ご利用限度額の引き上げは、お申し込みいただけません。</p> <p>(2) 既に、キャッシュカードのご利用限度額を個別に登録している場合には、既存の登録内容と新たなお申込内容の関係によっては、お申し込みの登録がいただけない場合があります。この場合、その旨お届出住所へ郵送にてご連絡をさせていただきます。</p> <p>(3) 一旦お申込手続きが完了した場合、お取り消しはできません。お申込操作の完了時には、お申込内容を再度ご確認くださいようお願いします。</p> <p>(4) 同日の午前0時から深夜24時までのあいだに、同一口座に対して複数回の申し込みがあった場合は、最も遅い時間の申し込みを正式なお申し込みとして、お取り扱いさせていただきます。</p> <p>(5) 「代理人カード」をお持ちの場合も、「ご本人カード」と同一のご利用限度額でのご利用となり、ご本人カードとは別にご利用限度額を登録することはできません。</p> <p>(6) 本サービスでは、お客さまの現状のご利用限度額をご照会いただくことはできません。</p>	(削除)

以上